

火災により罹^り災^{さい}された方へ

火災で罹災された皆様には、心からお見舞い申し上げます。

火災が発生すると、火災の原因及び損害を調査するために、質問や資料提出をお願いする場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

また、福島市は、次のような救済・支援制度があります。

1 火災調査について

今後の火災予防のため、消防法第31条に基づいて火災の原因及び損害を調査しておりますので、次のことについてご協力をお願いします。

- (1) 火災現場には、火元の関係者以外の方は、消防、警察の火災調査が終了するまでは立ち入らないでください。
- (2) 火元の関係者の方には、火災現場や消防署において火災の状況などを質問させていただきます。

2 「罹災申告書」の提出について

- (1) 消防法第34条に基づいて、「罹災申告書」の提出を求める場合があります。
※ 火災の種別(建物火災・林野火災・車両火災・その他の火災など)により、罹災申告書の様式が異なります。
- (2) 「罹災申告書」は、保険の審査とは関係がなく、火災における損害状況を把握するためのものです。
- (3) 消防署が「罹災申告書」の提出を求めた場合は、「罹災」した日から7日以内を目安に提出してください。※事情により提出に時間を要する場合はご相談ください。

お問い合わせ窓口(終日)

□福島消防署

〒960-8001 福島市天神町14番25号 ☎024-534-9105

□福島消防署清水分署

〒960-8253 福島市泉字堀ノ内13番地の1 ☎024-557-5415

□福島消防署西出張所

〒960-8076 福島市上野寺字辻48番地の2 ☎024-591-4628

□飯坂消防署

〒960-0201 福島市飯坂町字銀杏6番地の13 ☎024-542-2986

□飯坂消防署東出張所

〒960-0102 福島市鎌田字一里塚7番地の3 ☎024-553-7796

□福島南消防署

〒960-1245 福島市松川町浅川字床ノ窪12番地の2 ☎024-547-3119

□福島南消防署信夫分署

〒960-1107 福島市上鳥渡字寺北13番地の1 ☎024-593-1900

□福島南消防署杉妻出張所

〒960-8161 福島市郷野目字東1番地の4 ☎024-546-2910

3 「罹災証明書」の発行について ※証明書の発行手数料は無料です。

「罹災証明書」は、福島市消防本部が発行する証明書で、各種届出や申請時に提出を求められる場合があります。

(1) 申請方法

- ①オンライン申請:福島市ホームページのオンライン申請で申請を行い、申請から2日後以降(休祝日を除く)、福島市消防本部の発行窓口(予防課のみ)で受け取りとなります。
- ②窓口申請:福島市消防本部の発行窓口(予防課・福島消防署・飯坂消防署・福島南消防署)で申請を行い、発行を受けてください。

(2) 申請する際に運転免許証などの身分証明書が必要となります。

(3) 「罹災証明書」は事務手続き上、即日発行が出来ない場合がありますので、事前に問い合わせ窓口へ確認してください。

① オンライン申請
PC・スマートフォン用



① オンライン申請
上記以外の携帯電話用



お問い合わせ窓口(受付時間 平日8:30~17:15)

□福島市消防本部 予防課

〒960-8001 福島市天神町14番25号

☎024-534-9103

4 救済・支援制度について

火災で罹災された市民の方に税の減免などの救済や支援制度がありますので、「救済・支援制度一覧表」を参照し、それぞれの対応窓口にお問い合わせください。

5 火災により生じた廃棄物の処理について

火災などで個人住宅(居住している住宅)が焼失した際、火災により生じた廃棄物の処理については、個人などが自己の責任で、業者委託などにより対応していただくことになります。

その処理にあたっては、分別など取扱いに注意が必要です。業者が決定しましたら、福島市役所環境部ごみ減量推進課清掃指導係に相談するようお願いいたします。また、クリーンセンターなどへの搬入は鎮火から24時間経過後に搬入するようお願いいたします。

※物置・倉庫・蔵及び飲食店などのお店や事務所は対象になりません。

お問い合わせ窓口(受付時間 平日8:30~17:15)

□福島市役所 環境部 ごみ減量推進課 清掃指導係 ☎024-525-3744

6 その他の手続きについて

- (1) 保険会社への連絡
- (2) 証書類、免許証などの再交付等
- (3) 修理、再建築の手配
- (4) 電気、ガス、水道、電話、郵便等の手続き
- (5) 税金の減免申請(※「救済・支援制度一覧表」を参照してください。)
- (6) 仮住まいの手配(※「救済・支援制度一覧表⑮」を参照してください。)